

近江八幡市公告

近江八幡市ふるさと応援寄附推進事業ポータルサイト運営業務の委託契約について、次のとおり公募型プロポーザルを行うので、公告する。

令和7年10月10日

近江八幡市長 小西 理

第15号 近江八幡市ふるさと応援寄附推進事業ポータルサイト運営業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 業務の目的

近江八幡市（以下「市」という。）で行うふるさと応援寄附推進事業について、ふるさと納税ポータルサイト「Amazonふるさと納税（以下「ポータルサイト」という。）」の謝礼品登録、ポータルサイトページ保守、市場調査、プロモーション提案、広告運用等を民間事業者へ委託することにより、業務の効率化を図るとともに、サイトをより効果的に運用することで、寄附金の増加並びに本市の魅力発信及び特産品の販路拡大を図り、もって地域の活性化に寄与することを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務名

第15号 近江八幡市ふるさと応援寄附推進事業ポータルサイト運営業務委託

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 履行期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

(4) 委託額の上限

Amazonふるさと納税を通じて本市にあった寄附額の1.5%（消費税及び地方消費税含まない。）を上限とする

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、業務の最大規模を示す額である。

3 参加資格要件及び業務実施上の条件

(1) 参加資格要件及び業務実施上の条件

本業務への参加は、次の要件を全て満たしていることとする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

イ 落札決定の日までにおいて、近江八幡市建設工事等一般競争入札参加停止及び指名停止基準（平成22年近江八幡市告示第272号）に基づく停止措置の期間中でないこと。

ウ 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた場合は、この限りでない。

エ 自社又は自社の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平

成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に掲げる暴力団員及びそれらの利益となる活動を行っている者でないこと。(落札者となった場合には、必要に応じて別に定める誓約書、役員名簿の提出及び当該役員について警察当局に照会することについて、あらかじめ了知すること。)

オ 令和7年度近江八幡市役務提供入札参加有資格者名簿に登録しているもの(業種は問わない)であること。ただし、名簿に登録のない者は、下記の(2)競争参加資格審査申請に基づき申請を行い、承認を受けること。

カ 本プロポーザルに参加しようとする者の間に、資金的、人的関係がないこと。

キ 緊急時に2時間以内で訪問又はオンライン会議での対応が可能であること。

ク 管理技術者及び各分担業務の代表技術者については、専任で配置すること。ただし、他の事業者及び自治体等において業務を請け負う場合、本市業務を優先して実施することが可能な業務体制であること。

ケ 緊急時、平時を問わず、本市より連絡がつく業務体制であること。

コ 令和6年4月1日以降にアマゾン公式サイト(Amazon.co.jp)に出店する企業と当該企業の商品をアマゾン公式サイトで運用するための契約実績(現在受注しているものを含む。)を3つ(1商品1件ではなく、1企業1件とする。)以上有していること。

サ 業務の打ち合わせ回数は月1回以上とし、管理技術者が必ず出席するものとする。

シ サの他、月次レポートを提出すること。

ス 検討に必要な資料は貸与する。

(2) 競争参加資格審査申請

上記(1)オにより、本市の入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、次のとおり申請すること。

ア 別途定める第15号 近江八幡市ふるさと応援寄附推進事業ポータルサイト運営業務委託における役務提供競争参加資格審査申請書提出要項のとおり

イ 受付期間 令和7年10月22日(水) 正午まで

※下記5の参加表明手続きと併せて提出すること

ウ 提出方法 持参又は郵送(送付したことが証明できる方法に限る。)

エ 提出場所 下記13の場所

オ 結果通知 参加者の資格を確認し、参加資格を有すると認めたものをプロポーザル参加対象者とし、令和7年10月27日(月)までに電子メール及び郵送にて通知します。

カ オにより認めた参加資格については、本業務にのみ有効とします。

4 スケジュール(予定)

	手続き等	期間・期限等
1	参加募集(公告)	令和7年10月10日(金)
2	参加表明書の提出期限	令和7年10月22日(水)
3	質問書の提出期限	令和7年10月22日(水)
4	参加資格審査結果通知	令和7年10月27日(月)
5	企画提案書の提出期限	令和7年11月7日(金)
6	企画提案審査時間の通知	令和7年11月11日(火)
7	企画提案審査	令和7年11月19日(水)
8	審査結果通知	令和7年11月下旬(予定)
9	契約締結	令和7年12月中旬(予定)

5 参加表明手続

本業務への参加を希望する者は、下記のとおり関係書類を提出すること。

- (1) 提出書類 ・様式1～3。様式2及び様式3については、会社名等の表示及び提案者が特定できる表現はしないこと。

・上記3(2)の書類を提出する場合は併せて提出すること。

様式	内容に関する留意事項
様式1 (参加表明書)	・提出日、所在地、企業名、代表者名及び担当者連絡先について記載 ・代表者印
様式2 (業務実施体制)	・配置予定の管理技術者及び担当者を記載する。 ・担当者は、実施する各分担業務に代表技術者の氏名を1名ずつ記載すること。 ・管理技術者及び担当者について、専任又は兼務のいずれかを明記すること。 ・管理技術者及び各分担業務の代表技術者については、専任で配置すること。ただし、他の事業者及び自治体等において業務を請け負う場合、本市業務を優先して実施することが可能な業務体制とすること。
様式3 (業務実績書)	・令和6年4月1日以降にアマゾン公式サイト (Amazon.co.jp) に出店する企業と当該企業の商品をアマゾン公式サイトで運用するための契約実績 (現在受注しているものを含む。) を3つ (1商品1件ではなく、1企業1件とする。) 以上有していること。(最大10件まで) ・記載した実績の内容を確認するため、当該業務の契約書の写し及び業務内容の分かる仕様書等の写しを添付すること (1部のみ)

- (2) 提出部数 9部 (様式1及び様式3の添付資料は1部のみで可)

全ての書類の左上にクリップで綴じること。

- (3) 提出期限 令和7年10月22日 (水) 正午まで (提出場所必着)

期限までに到達しなかった場合、いかなる理由をもっても受付しない。

- (4) 提出方法 持参又は郵送 (送付したことが証明できる方法に限る)

- (5) 提出場所 下記13の場所

- (6) 結果通知 参加者の資格を確認し、資格の有無に関わらず、参加資格確認結果を令和7年10月27日 (月) までに電子メール及び郵送にて通知する。

6 企画提案書の提出

- (1) 提出書類 ・様式4～7及び見積書

・様式5～7については、会社名等の表示及び提案者が特定できる表現はしないこと。

様式	内容に関する留意事項
様式4 (企画提案書鑑)	・プレゼンテーション・ヒアリング審査への出席者について記載すること。 ・プレゼンテーション・ヒアリング審査時に使用する機材 (パソコン・スクリーン・プロジェクター) について記載すること。また、これらの機器の持ち込みについても記載すること。 ・提出日、所在地、企業名、代表者名及び担当者連絡先について記載 ・代表者印

様式 5 (実施方針・業務 フロー・工程計 画)	・業務の実施方針、業務フローチャート、工程計画について簡潔に記載すること。 ・<u>様式 5 に代えて、パワーポイント等で資料作成することは支障ない。</u>
様式 6 (企画提案)	・仕様書に示す下記業務に対する具体的な取組方法について記載すること。 ア 謝礼品登録 イ 市場調査・プロモーション ウ ポータルサイトページ保守 エ 広告運用 オ 配送サポート ・記載にあたり、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、写真を用いることは差し支えない。 ・<u>様式 6 に代えて、パワーポイント等で資料作成することは支障ない。</u>
様式 7 (その他)	・他の EC サイトとアマゾン公式サイトとの違いや特色、それらに対応する効果的な対策等について記載すること ・様式 6 に記載した仕様書に示す業務以外に本事業の実施方針を達成するために提案者が効果的であるとする業務の内容・具体的な取り組み方法について記載すること。 ・<u>様式 7 に代えて、パワーポイント等で資料作成することは支障ない。</u>
様式 8 (見積書)	・本業務にかかる見積書を提出すること。 ・見積書は、その妥当性について聴取することがある。

- (2) 提出部数 9 部（様式 4 及び様式 8 は各 1 部のみで可）
全ての書類の左上にクリップで綴じること。
- (3) 提出期限 令和 7 年 1 1 月 7 日（金）正午まで（提出場所必着）
- (4) 提出方法 持参又は郵送（送付したことが証明できる方法に限る）
- (5) 提出場所 下記 1 3 の場所

7 企画提案書作成上の留意事項

- (1) 企画提案書は、1 案に限る。
- (2) 提出書類は、原則として A 4 判（両面印刷可）概ね 15 ページ以内とし、通しページを付ける。（A 3 判 1 枚は A 4 判 2 枚と換算する）
- (3) 企画提案書（様式 5 ～ 7）に代えて、パワーポイント等で作成し、提出することは支障ない。ただし、この場合、会社名等の表示及び提案者が特定できる表現を使用することなく、上記 6 (1)記載の内容に関する留意事項を踏まえて資料を作成するものとし、印刷枚数は、他の様式も含め、上記 7 (2)の範囲内とすること。また、紙媒体での提出に加え、電子データ形式であわせて提出すること。
- (4) 企画提案書は、イメージ図等を用いるなど極力わかりやすい表現で記載すること。
- (5) 企画提案書は、「仕様書」の内容を踏まえた上で、記載すること。ただし、会社名等の表示及び提案者が特定できる表現はしないこと。
- (6) 事業実施に当たって市に要望事項のある場合は、企画提案書に明示すること。
- (7) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て提案者が負うものとする。
- (8) 提出書類に虚偽又は不正記載があった場合は、失格とする。
- (9) 企画提案書等の作成及び提出に係る経費は、提案者の負担とする。
- (10) 提出された提案書類は返却しない。

- (11) 提出期限後の提出書類の再提出及び差し替えは認めない。
- (12) 提案を取り下げる場合は、取り下げ書（任意様式）を提出すること。
- (13) 参加表明書提出後、企画提案書を提出しない場合は、プロポーザルへの参加を辞退したものとみなす。
- (14) 提出された企画提案書等は契約締結日までは非公開とする。

8 本要領の内容についての質問の受付及び回答

- (1) 質問は、文書（書式自由、ただし規格はA4判）により行うものとする。なお、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話、FAX番号及び電子メールアドレスを併記するものとする。
- (2) 提出期限 令和7年10月22日（水）正午まで（提出場所必着）
- (3) 提出方法 持参、郵送（送付したことが証明できる方法に限る。）、FAX又は電子メール（FAX、電子メールの場合は電話で着信を確認すること。）
- (4) 提出場所 下記13の場所
- (5) 質問に対する回答は、令和7年10月27日（月）午後5時までにFAX又は電子メール又はホームページ上に公開することにより行う。

9 審査方法

公平な審査を行うために、「近江八幡市ふるさと応援寄附推進事業ポータルサイト運営業務委託事業者選定委員会設置要綱」（以下「選定委員会」という。）を設置し審査する。

審査については、プレゼンテーション・ヒアリング審査を行い、優先交渉権者及び次点者を特定する。

プレゼンテーション・ヒアリング審査の詳細は以下のとおり。

- (1) 実施日時 令和7年11月19日（水）
時間・場所等は対象者へ令和7年11月11日（火）までに通知する。
- (2) 実施時間 1者につき40分程度を予定しており、事業者から20分間の企画提案内容の説明を実施した後、20分程度の質疑応答を行う。
- (3) 方 法 新たな資料の提出は不可とし、企画提案書に基づき説明をすること。
なお、パワーポイントでの説明等プロジェクターを使用する場合には、企画提案書・様式4の使用機材等に記載すること。
- (4) 説 明 者 原則として、企画提案書の業務実施体制に記載されている管理技術者及び担当者が行うこと。また、会場への入室は3名以内とすること。
- (5) 結果通知 選考結果は、文書で通知する。

10 審査基準

(1) 企画提案書の審査基準及び配点は、以下のとおりである。

【審査基準及び配点】

評価項目		評価の観点	基準点
業務実施体制		管理技術者及び担当者の配置は妥当か。また本市業務に専任できる体制であるか。(本市を優先した体制であるか。)	15
企画提案書		業務のスケジュール、推進体制等、明確かつ適切に記載され、各企画が連携した包括的な提案となっているか。	5
企画提案	実効性	業務の趣旨を十分に踏まえ、具体的で実効性の高い企画提案がなされているか。	15
	専門知見	幅広い知識や専門的ノウハウ等を活用した企画提案がなされているか。	15
	継続性	本市のファンづくりを見据え、業務の継続性、発展性が見込まれる企画提案がなされているか。	15
	その他	的確にサイトの特色を捉え、効果的な対策を有しているか 近江八幡市にとって有益な独自又は新規の企画提案がなされているか。	15
見積金額 (%)		提案内容に対する積算金額は妥当か。	20
合計(委員1人あたり)			100

評価	A	B	C	D	E
	非常に優れている	優れている	標準的である	やや劣る	劣る又は記載なし
※換算値	1.0	0.8	0.6	0.4	0.0

評価点＝基準点×換算値

ただし、見積金額に対する評価点は次の計算式により算出する。

基準点×全提案者のうち最も低い見積%/提案者の見積%

例) 提案者の見積% : 1.5% 最も低い見積% : 1.2%の場合

評価点＝20×1.2/1.5＝16点

- (2) 選定委員はプレゼンテーション・ヒアリング審査の評価点の総合計により順位をつけ、優先交渉権者及び次点者を特定する。
- (3) (2)により、順位をつけがたい場合は、選定委員が順位1位を最も多く付けた者を優先交渉権者として特定する。順位1位が同数の場合は、順位2位を多く付けた参加者が上位とし、以下同数の場合も3位、4位と繰り返し、順位の獲得数により比較するものとする。
- (4) (3)により、順位をつけがたい場合は、選定委員会で協議の上、1社を優先交渉権者として特定する。
- (5) (3)及び(4)に加え、全選定委員の評価点の合計点の平均が6割を満たす場合のみ、当該提案者を優先交渉権者として特定する。(満たさない場合は、該当なしとする。)
- (6) 本プロポーザルは、応募者が1者の場合でも成立するものとする。

1 1 契約に関する基本的事項

- (1) 契約は、選定された優先交渉権者と本市の間で業務内容や役割分担、契約金額等について協議を行い、協議が整った場合には、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約により、当該業務の実施に係る随意契約を締結することを原則とする。
- (2) プロポーザルの性質上、当該契約にあたり企画提案内容(参考見積内容を含む。)をもって、そのまま契約するとは限らない。
- (3) 契約協議において疑義が生じた場合は、本市の解釈によるものとするため、提出事項について、曖昧な表現及び記載を避けること。また、その解消に要する費用は提案者の負担とする。
- (4) 選定された優先交渉権者との協議が不調に終わった場合又は失格となった場合は、選定委員会において次点とされた者と協議を行い、協議が整った場合には、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約にて、当該業務の実施に係る随意契約を締結する。
- (5) 本市が作成した契約書によって契約を締結する。
- (6) 本業務による成果品の著作権は本市に帰属するものとし、また、市は、本業務の成果品を、自ら使用及び使用許諾した必要な範囲において第三者に対して、随時利用できるものとする。
- (7) 受託者は、本業務を通じて知りえた情報を機密情報として取扱い、契約目的以外に利用し、第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知りえた情報の漏洩、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。
- (8) 受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報取扱特記仕様書及び近江八幡市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年近江八幡市条例第1号)を遵守しなければならない。
- (9) 受託者は、本業務の請負実績等を公表する場合、必ず事前に本市の承諾を得ること。

1 2 その他の留意事項

- (1) 企画提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された企画提案書を無効とするとともに、記載を行った提案者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (2) 特定した提案内容については、近江八幡市情報公開条例(平成22年近江八幡市条例第14号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利又は競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。特定しなかった企画提案書は、電子媒体で提出があったものは原則データを削除し、紙媒体で提出されたものは原則細断処分する。
- (3) 企画提案書の提出後において、原則として企画提案書に記載されたいかなる内容の変更も認めない。また、企画提案書に記載した配置予定者は、原則として変更できないものとする。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の者であると発注者が認め、了解したときは、この限りでない。
- (4) 優先交渉権者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、近江八幡市契約規則(平成22年近江八幡市規則第61号)に基づく契約手続きの完了までは、近江八幡市との契約関係を生じるものではない。

1 3 書類等提出及び問合せ先

近江八幡市総合政策部魅力発信課

住 所 〒523-8501 滋賀県近江八幡市桜宮町 236 番地（旧土地開発公社）

電 話 番 号 0748-36-5541

F A X 番号 0748-32-3919

電子メール 010208@city.omihachiman.lg.jp